

令和4年第3回箕面市議会定例会議案

報告第22号	令和3年度箕面市一般会計継続費精算報告書……………	4
報告第23号	令和3年度箕面市病院事業会計継続費精算報告書……………	5
報告第24号	令和3年度決算に基づく健全化判断比率報告の件……………	6
報告第25号	令和3年度決算に基づく資金不足比率報告の件……………	7
報告第26号	令和3年度決算に基づく北大阪急行南北線延伸特定事業に関する報告の件……………	8
認定第1号	令和3年度箕面市一般会計決算認定の件……………	9
認定第2号	令和3年度箕面市特別会計国民健康保険事業費決算認定の件……………	10
認定第3号	令和3年度箕面市特別会計財産区事業費決算認定の件……………	11
認定第4号	令和3年度箕面市特別会計介護保険事業費決算認定の件……………	12
認定第5号	令和3年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費決算認定の件……………	13
認定第6号	令和3年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費決算認定の件……………	14
認定第7号	令和3年度箕面市特別会計介護サービス事業費決算認定の件……………	15
認定第8号	令和3年度箕面市病院事業会計決算認定の件……………	16
認定第9号	令和3年度箕面市水道事業会計決算認定の件……………	17

認定第 1 0 号	令和 3 年度箕面市公共下水道事業会計決算認定の件……………	18
認定第 1 1 号	令和 3 年度箕面市競艇事業会計決算認定の件……………	19

報告第23号

令和3年度箕面市病院事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支払義務発生額の差	左 の 財 源 内 訳			
					国・府支出金	企業債	出資金	その他		国・府支出金	企業債	出資金	その他		国・府支出金	企業債	出資金	その他
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			29	60,000,000				60,000,000	48,258,280				48,258,280	11,741,720				11,741,720
			30	60,000,000				60,000,000	45,472,320				45,472,320	14,527,680				14,527,680
			元	60,000,000				60,000,000	43,250,558				43,250,558	16,749,442				16,749,442
			2	60,000,000				60,000,000	101,926,033				101,926,033	△ 41,926,033				△ 41,926,033
			3	60,000,000				60,000,000	61,042,850				61,042,850	△ 1,042,850				△ 1,042,850
			計	300,000,000				300,000,000	299,950,041				299,950,041	49,959				49,959

令和4年8月31日提出

箕面市長 上 島 一 彦

(理由)

継続費に係る継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により報告するものである。

報告第24号

令和3年度決算に基づく健全化判断比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年8月31日提出

箕面市長 上 島 一 彦

1 健全化判断比率

実質赤字比率（％）	連結実質赤字比率（％）	実質公債費比率（％）	将来負担比率（％）
— (11.82)	— (16.82)	2.7 (25.0)	13.3 (350.0)

備考

1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」

2 () 内は早期健全化基準

2 監査委員の意見

別添のとおり

報告第25号

令和3年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年8月31日提出

箕面市長 上 島 一 彦

1 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率（％）
病院事業会計	— (2 0 . 0)
水道事業会計	— (2 0 . 0)
公共下水道事業会計	— (2 0 . 0)
競艇事業会計	— (0 . 0)

備考

1 資金の不足額がない場合は「—」

2 () 内は経営健全化基準

2 監査委員の意見

別添のとおり

報告第 26 号

令和 3 年度決算に基づく北大阪急行南北線延伸特定事業に関する報告の件
箕面市財政運営基本条例（平成 26 年箕面市条例第 1 号）第 22 条の規定により、次のとおり報告する。

令和 4 年 8 月 31 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

1 進捗状況

特殊街路詳細設計及び特殊街路整備工事を実施した。

北大阪急行電鉄株式会社が施行する工事に関する詳細設計、土木工事等に対し補助を実施した。

2 令和 3 年度に実施した事業内容

特殊街路詳細設計、特殊街路整備工事及び北大阪急行電鉄株式会社への補助

3 財政運営に与える影響額

令和 3 年度の支出額 15,087,482,423 円	財 源 内 訳	国庫交付金	7,456,093,000 円
		大阪府補助金	1,785,000,000 円
		競艇事業会計繰入金	5,846,389,423 円

認定第1号

令和3年度箕面市一般会計決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度箕面市一般会計歳入歳出決算を別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和4年8月31日提出

箕面市長 上 島 一 彦

認定第 2 号

令和 3 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費決算認定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算を別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和 4 年 8 月 31 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

認定第3号

令和3年度箕面市特別会計財産区事業費決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度箕面市特別会計財産区事業費歳入歳出決算を別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和4年8月31日提出

箕面市長 上 島 一 彦

認定第4号

令和3年度箕面市特別会計介護保険事業費決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度箕面市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算を別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和4年8月31日提出

箕面市長 上 島 一 彦

認定第5号

令和3年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算を別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和4年8月31日提出

箕面市長 上 島 一 彦

認定第6号

令和3年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費歳入歳出決算を別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和4年8月31日提出

箕面市長 上 島 一 彦

認定第7号

令和3年度箕面市特別会計介護サービス事業費決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度箕面市特別会計介護サービス事業費歳入歳出決算を別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和4年8月31日提出

箕面市長 上 島 一 彦

認定第8号

令和3年度箕面市病院事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度箕面市病院事業会計決算を別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和4年8月31日提出

箕面市長 上 島 一 彦

認定第9号

令和3年度箕面市水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度箕面市水道事業会計決算を別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和4年8月31日提出

箕面市長 上 島 一 彦

認定第10号

令和3年度箕面市公共下水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度箕面市公共下水道事業会計決算を別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和4年8月31日提出

箕面市長 上 島 一 彦

認定第11号

令和3年度箕面市競艇事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度箕面市競艇事業会計決算を別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和4年8月31日提出

箕面市長 上 島 一 彦